

【給付額・授業料等減免額について】

* 授業料減免の上限額は70万円です(授業料の全額無償化ではありません)。

* 多子世帯として採用されると以下の支援が受けられます(資産要件の上限額3億円未満)。

- ・**授業料減免(上限70万円)**
- ・**入学金減免(1年生前期のみ、上限24万円)**

* 上記の支援に加えて、世帯収入が第Ⅰ区分～第Ⅳ区分に属する場合、それぞれの区分の従来の給付奨学金が支給されます(資産要件上限5,000万円未満)。なお、家計の判定はJASSO(日本学生支援機構)で行っているため、世帯収入が第Ⅰ区分～第Ⅳ区分に該当するか否かは大学へお問い合わせいただいても回答できません。JASSO(日本学生支援機構)のHPをご確認ください。

* 給付額・授業料等減免額は右の表をご覧ください➡

【資産要件について】

* 令和7年度から資産要件が以下ようになります。

- ・1子・2子世帯:**(生計維持者の数に関わらず)5,000万円未満**
- ・多子世帯の授業料等減免:**3億円未満**

* 第Ⅰ区分～第Ⅳ区分の多子世帯であって、資産が5,000万円以上3億円未満の世帯は、授業料等減免のみ受けられます(給付奨学金は受けられません)。

区分(多子世帯)		支援額	
		JASSO給付 (月額)	授業料等減免
第Ⅰ区分(多子世帯)	自宅外	75,800	700,000 240,000
	自宅	38,300 42,500	
第Ⅱ区分(多子世帯)	自宅外	50,600	700,000 240,000
	自宅	25,600 28,400	
第Ⅲ区分(多子世帯)	自宅外	25,300	700,000 240,000
	自宅	12,800 14,200	
第Ⅳ区分(多子世帯)	自宅外	19,000	700,000 240,000
	自宅	9,600	
区分外(多子世帯)	—	—	700,000 240,000
	—	—	

※赤字…生活保護世帯

※青字…入学金(1年生前期のみ)

※「支援額」欄のうち、緑色の欄は資産要件の上限額5,000万円未満

※「支援額」欄のうち、黄色の欄は資産要件の上限額3億円未満

【扶養している「子ども」の数について】

扶養する「子ども」の数は、原則として申請時点で確定している直近の年末時点(2025年春の在学採用では2023年12月31日)における税情報で、JASSOが確認をします。

* 申告できる「子ども」の対象者は、生計維持者(原則申込者の父母)のそれぞれが住民税の扶養親族としている人の合算です。ただし、以下の人は扶養親族であっても対象外となります。

- ・配偶者
- ・尊属の人(申込者の祖父母)
- ・生計維持者よりも年長の人(申込者の父または母が扶養している父または母の兄・姉等)

* 2023年12月31日時点で3人以上の「子ども」が同時に扶養されている必要があります。3人兄妹でも2023年12月31日時点で1人が扶養を外れている場合は多子世帯にはなりません。

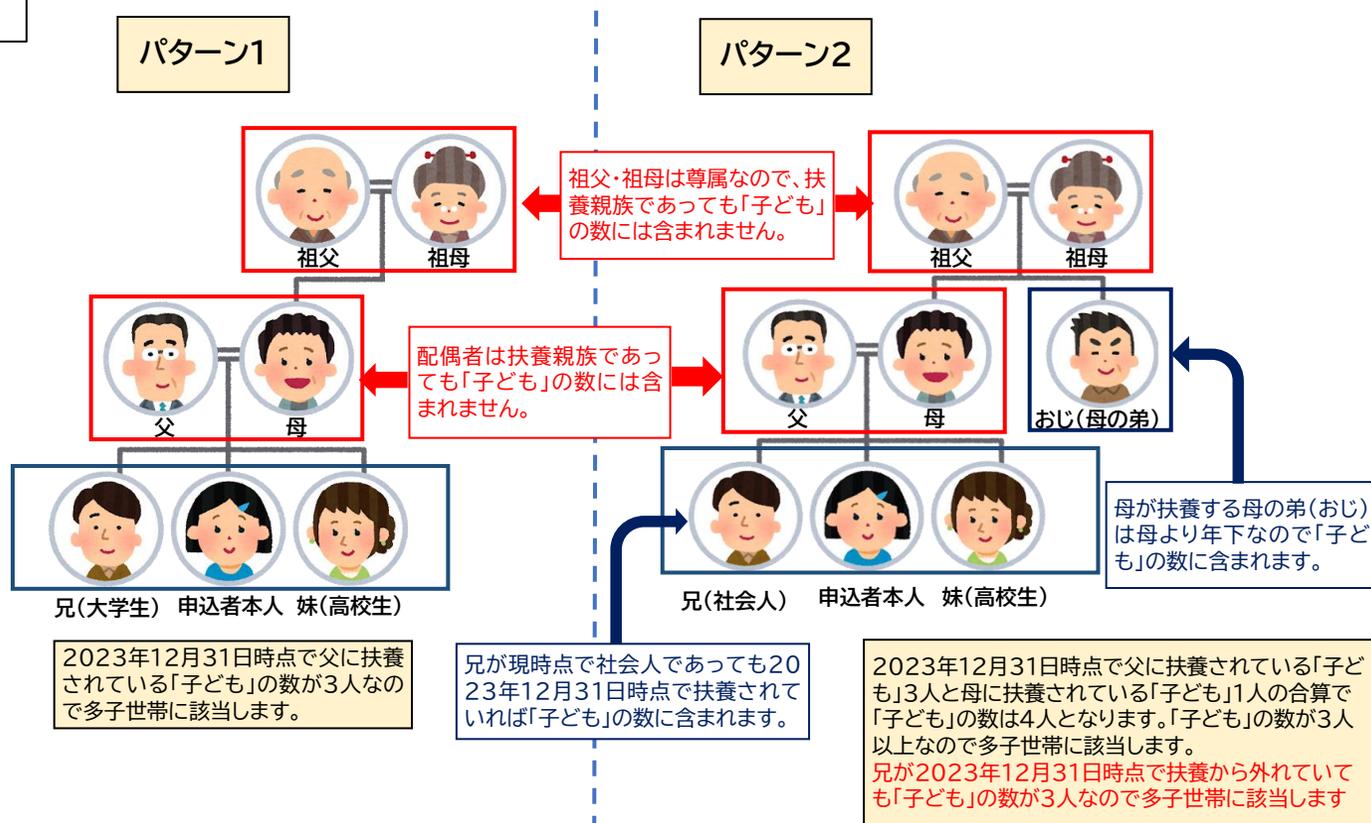
* 3人以上同時に扶養されていても、申込者本人が扶養されていない場合は支援対象になりません。

* 申請日時点で扶養を外れていても、2023年12月31日時点で扶養されていれば「子ども」の数に含めることができます。

* 2023年12月31日以降(2024年1月1日~2025年3月31日の期間)に新たに生まれた生計維持者の実子は、「子ども」の数に加えることができます(出生届や母子手帳等の証明書類が必要です)。該当する場合は大学に申告してください。

* 大学院生は現行の給付奨学金制度と同様、対象にはなりませんが、引き続き扶養される場合、「子ども」の数には含まれます。

* 留年した場合、本人の支援は打ち切りとなりますが、引き続き扶養される場合、「子ども」の数には含まれます。



扶養親族の確認方法の詳細はこちらからご確認ください。

